資　料　１

前回議事録（案）

日本工業標準調査会／標準部会／消費生活技術専門委員会（第２６回）　議事録（案）

１．日時　平成２０年2月6日（水）　１４：００～１６：３０

２．場所　経済産業省５２６共用会議室（別館5階５２６号室）

３．出席者　小川委員長、赤松委員、大熊委員、長見委員（代理：佐伯様)、加藤（さゆり）委員、加藤（隆三）委員、蔵本委員、小熊委員、三枝委員、沼尻委員、長谷川委員、星川委員（代理：金丸様)、矢野委員、村井専門委員

関係者　ＮＴＴサイバーソリューション研究所 米村、元千葉大学 工学部教授(原案作成委員会委員長) 加藤、リンテック(株) 廣田、三晶(株) 古津、(株) ＰＶＪ 葛岡、(社) 日本保安用品協会 角田、(財)日本化学繊維検査協会　小森、(財)自転車産業振興協会 坪井、亀山

事務局　相澤、小倉、大下、亀井、中野、村山（以上、環境生活標準化推進室）

４．議題

(1) 第２５回消費生活技術専門委員会議事録（案）について

(2) 工業標準案の改正について（審議）

①（改正案）日本工業規格　Ｚ８５２０　人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－対話の原則

②（改正案）日本工業規格　Ａ５７５９　建築窓ガラス用フィルム

③（改正案）日本工業規格　Ｌ１０９４　織物及び編物の帯電性試験方法

④（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０１　一般用自転車

⑤（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０２　幼児用自転車

(3) アクセシブルデザインの標準化の進め方について（ディスカッション）

(4) その他

５．配付資料

資料１　第２５回消費生活技術専門委員会議事録（案）

資料２（改正案）日本工業規格　Ｚ８５２０　人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－対話の原則

資料３（改正案）日本工業規格　Ａ５７５９　建築窓ガラス用フィルム

資料４（改正案）日本工業規格　Ｌ１０９４　織物及び編物の帯電性試験方法

資料５（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０１　一般用自転車

資料６（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０２　幼児用自転車

資料７　ユニバーサルデザインを、アクセシブルデザインで　（共用品推進機構）

参考資料　消費生活用製品のリコールハンドブック２００７

（経済産業省 商務情報政策局 製品安全課　発行）

６．議事概要

(1) 第２５回消費生活技術専門委員会議事録（案）について
資料１についてこの場で指摘がありましたらお願いします。また、再度ご確認頂きお気づきの点がありましたら、２月１３日（水）までにお願いします。

(2) 工業標準案の制定／改正について（審議）
①（改正案）日本工業規格　Ｚ８５２０　人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－対話の原則
資料２に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すことで承認された。

（意見１）ＪＩＳ原案を作成する際、国際規格に加えた事項はあるのか。
（回答１）破線を引いている箇所、4.5 の注記３、4.7 の注記を加えた。
（意見２）3.2 対話の注記の「ナビゲーション行為」は、一般に使われている言葉なのか。
（回答２）「ナビゲーション」という言葉は、JIS Z 8523（人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－ユーザー向け案内）で使われている。ナビゲーションの後に「行為」をつけるかは検討する。
（意見３）6 この規格と JIS Z 8521 及び JIS Z 8522 との関係に、「・・・インタラクティブシステムの動的な振る舞いの設計、・・・」とあるが表現が不適切ではないか。
（回答３）表現を見直す。
（意見４）人間工学会（原案作成団体）は、国内及び国際標準化活動を積極的に行っているが、規格に関する広報は行っているのか。
（回答４）規格協会で JIS ハンドブックを出版して頂いている。また、人間工学会としても、標準化活動を取りまとめた便覧を作成し、ホームページでダウンロード出来るようにしている。
（意見５）１適用範囲に「購買担当者」とあるが、具体的にはどのような人を指すのか。
（回答５）企業内の物品調達担当者などを指す。人間工学的要素を考慮した物品の調達にこの規格が役立つものと考えている。
（意見６）1 適用範囲に「評価担当者：製品がこの規格中の推奨事項に適合することを確認する。」とあるが、「推奨」と「適合」という強制度合いの異なる言葉が混在している。
（回答６）表現を見直す。

②（改正案）日本工業規格　Ａ５７５９　建築窓ガラス用フィルム
資料３に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして、承認された。

（意見１）試験方法において、IS0 を直接引用している部分、p.7 の日射透過率については二つのうちのいずれかで行うと書いてあるが、１つは IS09050 ともう一つ

は、ここに書いてある事なのか。
（回答１）6.4.4 b)または、実測する計測機でも良いと規定しているが、実際は(a)分光光度計を活用する事が多いので、通常はこちらで測定している。(a)の C-4 が ISO 規定である。
（意見２）貫通防止も ISO を直接引用しているが、これも ISO と同様なのか。
（回答２）貫通防止に関しては、ISO と全く同じではない。ISO はセキュリティーガラスが対象であり、ウィンドーフィルムを貼付という項目はない。ガラス１枚にフィルムを貼るというのは、JIS 独自の規定である。また、ISO には試験条件の規定があるが、装置が大きいものであり、標準状態に無理な場合があるため、JIS 独自に変更してある。
（意見３）ISO の引用について、英語を見なければならないのは辛いので、この中に日本語で書かれているという解釈で良いのか。
（回答３）基本的には ISO を引用してきて日本語にしている。
（意見４）ISO9050 と JIS A 5759 は全く同様のものではないとの事で良いか。
（回答４）ISO9050 はガラスが対象であり、フィルムを貼るところは ISO にはない。
（意見５）ISO を見ないと実際試験はできないのか。
（回答５）ISO は見なくても試験は可能。
（意見６）ISO9050 に準じて…という事で、「準じる」という言葉を入れたらどうか。
（回答６）試験片を取り出すところまでは JIS の手順で準備し、試験方法に関しては ISO をそのまま活用していると解釈して頂ければ良いので ISO と同様である。
（意見７）「ISO9050 に基づいた試験である。」という表現が大事だと思うが。
（回答７）ISO9050 の引用に関する部分の表現については、事務的に調整の上、修正する。
（意見８）防犯性能について規格本文では全く触れていないようだが、防犯性能についても考慮しているのか。防犯性能を考慮するのであれば、官民合同会議で制定された基準及びマーク制度があるか、この規定での規定と官民合同が制定した基準とは、防犯性能にかかるレベルは、にどういう関係になっているのか。
（回答８）試験方法が異なる事、現在のところデータがないのでハッキリ回答できないが、種類の A がそれに相当するものと考えている。防犯フィルムという表現が分かりやすいとは思ったが、試験方法は貫通防止試験となっているため、防犯フィルムという名称ではなく、貫通防止性能とした。
（意見９）相当するものであれば、防犯フィルム等という名称で販売されると言う事はないのか。
（回答９）ないと考える。
（意見１０）耐光性試験が２０００時間となっているが、何年相当を考えているのか。
（回答１０）内張と外張で異なると思うが、１０年以上は期待出来ると考えている。
（意見１１）販売の際に「防犯」と使われる事を懸念するが、「防犯」のレベルが消費者に分かるようにして欲しい。
（回答１１）この規格に適合させただけで、「防犯フィルム」という名称で販売される事はないと考える。「防犯フィルム」という表現を活用しての販売を規制する法律はない。その辺りを意識して「窓ガラス用フィルム」と表現した。
（意見１２）改正の内容に「空き巣などの進入犯罪が増加傾向にあり」ということを意識して改正したのであれば、消費者の誤解を招くのではないか。
（回答１２）現在、販売されている防犯フィルムについては、何の基準もなく販売されているので、このような規格を規定することにより、性能の低いものが排除されるのではないかと考えている。

（意見１３）接着剤を使うのか。
（回答１３）粘着剤である。シールをイメージしてもらえば良い。接着剤は時間と共に硬化するが、粘着剤は硬化しない。
（意見１４）粘着剤の説明はないのか。
（回答１４）粘着剤については、規定できるのが粘着力くらいで、この規定の粘着力を出すためには材料が限られてくる。
（意見１５）厚さに粘着剤は含まれるのか。
（回答１５）含まれる。ガラスが５０マイクロメートル。粘着剤は２５マイクロメートルあたりが主流。
（意見１６）接着と粘着を明確にするのであれば、5.1 c)に「接着」という言葉が使われているので、別の言葉に変更した方が良いのでは。
（回答１６）貼り付けるという意味での「接着」なので、誤解はないと思うのだが、必要があれば、「貼り付ける」に変更する。
（意見１７）6.11 のフィルムを貼っていないガラスと貼っているガラスについて試験を行い、フィルム性能の差をみているという事で良いか。
（回答１７）貼ってないガラスは、間違いなく貫通する。フィルムを貼っても貫通するフィルムもあるので、フィルムを貼って貫通しないレベルのものを選べる規定になっている。
（意見１８）貫通レベルは、どのくらいをイメージしているのか。例えば小石が跳ね上がって貫通しない程度か。
（回答１８）暴力的破壊を意識し、規定されている。IS0 がまさに防犯性を意識して作っているので、暴力的破壊を意識して試験方法を規定されている。

③（改正案）日本工業規格　Ｌ１０９４　織物及び編物の帯電性試験方法
資料４に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、承認された。

（意見１）改正の様式で、追補はどのような時に使われるのか。
（回答１）具体的なボーダーラインはないが引用規格の変更に伴う改正など、比較的簡単な改正や、迅速な対応を必要とする場合に活用する。

④（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０１　一般用自転車
（改正案）日本工業規格　Ｄ９３０２　幼児用自転車
資料５、資料６に基づき改正原案作成者から改正内容について説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして、承認された。

（意見１）取扱説明書の文字の大きさについての規定があるが、どのくらいの大きさを考えているのか。
（回答１）JIS S 0137 に消費生活用製品の取扱説明書に関する方針の規定があるので、解説にてその JIS を活用する事を推奨する予定。
（意見２）JIS で定める一般用自転車とそれに当たらない本格的スポーツ車の境目はどのようなところか。
（回答２）タイヤの太さや、変速数によっても異なり、おおよそ５万円を超えるものが本格的スポーツ車と言える。

（意見３）サスペンション付きの自転車を見かけるようになったが、それにも対応した規格なのか。
（回答３）サスペンションが付いていても同様の試験を適用している。フレームの耐久性を確認する耐振性試験については、フレームのサスペンション装置や組み合わされるサスペンション前ホークを取り付けて実施しており、対応していると考えるが、サスペンション付きの前ホーク独自の強度試験については、まだ盛り込んでいない。業界基準があるが、まだ始めたばかりで、一般的ではないので、一般的になってきたら、JIS に取り込みたいと考えている。
（意見４）はめ合せ限界で試験を行うようだが、はめ合せ限界とは何か。
（回答４）サドルが取り付けられるシートポスト、ハンドルが取り付けられるハンドルステムは、乗員の体格に合わせ高さ調節をするが、これ以上引き出して使用してはならないという限界ラインの事である。高くした際における、一定以上の強度を保証するためのラインであり、疲労試験、強度試験等を行う際には、このラインまでシートポスト、ハンドルステムを引き出して固定した一番過酷な状態で行う事としている。
（意見５）一般用自転車に取り付ける幼児用座席の規定は自転車業界において着手できないのか。
（回答５）自転車の用品に当たり、メーカーは自転車業界団体には加盟していない。業界団体も存在しないので、現在のところ規格立案に着手する予定はない。製品安全協会で認定基準を設けており、ＳＧマークの対象となっている。
（意見６）組合せによって単体では分からないような危険を心配するのだが大丈夫と考えて良いのか。
（回答６）幼児用座席の取付については、取扱説明書にて取付の可否、取付時の注意・対応等を記載するよう規定している。幼児用座席単独の強度確認や自転車への取付時の確認等に関しては、ＳＧの試験において行っている。
（意見７）取扱説明書部分にヘルメットの着用についての記載があるが、法的な規制があるのか。
（回答７）昨年 6 月に公布され本年 6 月までに施行されることになっている改正道路交通法により児童・幼児のヘルメット着用努力義務が規定されており、また自転車乗員の死亡事故を減らすために自転車乗員一般へのヘルメット着用促進についての検討等も行われており、ヘルメット着用についても促進していきたい。
（意見８）児童のヘルメット着用と児童以外の一般のもののヘルメット着用が羅列されており、児童のヘルメット着用は必要と考えるが、一般のものが、ちょっとそこまで…と言う時に日本の自転車の使われ方からすると、ヘルメット着用は考えにくい。
（回答８）道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、現在は考えにくい部分はあるかもしれないが、車道を走るようになった場合にはさらに重要になるものと考える。ちなみに、2004 年に自転車同乗幼児のヘルメット着用が議論された際にも、ヘルメットは普及しておらず、同様の議論があったものの、現在では約 15%の幼児が自転車同乗時にヘルメットを着用するまでになってきている。
（意見９）そのような状況であれば、今後を考え少しずつ啓発してもらうのは良い事だと考える。ただ、ヘルメットの着用と対人対物賠償保険の加入の推奨が同一文上のあるのは違和感がある。
（回答９）ヘルメットの着用に関する注意事項をまとめた項を起こして対応する事にする。

（意見１０）取扱説明書の「使用者のための相談窓口」の部分にファックス番号を追加して欲しい。
（回答１０）規格立案作業を担当した分科会の委員に諮り、追加する方向で対応したい。

(3) アクセシブルデザイン（ＡＤ）の標準化の進め方について（ディスカッション）

○高齢化が進んだ日本には二つの強みがある。ひとつはＡＤ製品の普及。二つは介護である。民間と国の役割を考えながら、これからもＡＤの標準化を推進してほしい。
（事務局）不便さ調査をもとに（財）共用品推進機構が中心となって個別製品に係わる規格を開発している。また（独）産業技術総合研究所、（独）製品評価技術基盤機構は人間工学的物理特性をもとに共通基盤的な規格を開発している。政府は、財政支援や日中韓標準化協力の枠組みを活用し、国際的な体制づくり等を行っている。
　さらにＪＩＳの中から、現在５件のＡＤ規格を国際提案している。引き続き第２段の国際提案を行うため、日中韓の標準化協力の枠組みを活用し準備を進めているところ。
　ＡＤ規格の多くはこの場でご審議頂くこととなる。引き続きよろしくお願いしたい。
○ＪＩＳは製品規格中心、ＩＳＯは色々なものがある。規格の適用範囲がＩＳＯの方が広い。ＪＩＳのＩＳＯ化において適用範囲が広がると、もう一度ＪＩＳに戻す際経産省だけで収まらない場合がある。省庁間の連携も重要と思われる。
（事務局）ＪＩＳの開発においても、省庁間の連携は重要と考えている。公共トイレのボタンの位置等に関するＪＩＳ化は上手くった事例。国交省との連携によってバリアフリー法に取り入れられ、目の不自由な人に利用しやすいトイレの普及にＪＩＳが役立っている。
○子供の教育にも、このような授業を組み込めば、ＡＤの普及に広がりが出てくるのではないか。
○（財）共用品推進機構では、学校で使えるテキストを作成し、くらしの中に色々なＡＤ製品（共用品）があることを教えている。
○消費生活コンサルタント養成講座で、星川委員に講演をお願いしたことがある。そこでもＡＤについて知らなかったという感想が多かった。一般の人に知って貰う機会をもっと設けることが必要と思う。
○ＩＳＯの中では、ＴＣ１５９（人間工学）で審議されているというが、ＡＤはＴＣ１５９では収まらないのでは。ＴＣ新設という提案はしないのか。
（事務局）ＴＣ１５９で収まらなくなったら、タイミングを見て提案したいと考えている。今後も引き続きご支援をお願いしたい。

(4) その他
○　次回の専門委員会は後日日程調整の上、開催する事となった。

以上をもって第２６回消費生活技術専門委員会は終了とした。

以　上